公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第４８号
神奈川県横須賀市武１丁目８番11号
債務者　大谷　順一
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　　潔
4　破産債権の届出期間　平成28年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２７５２号
埼玉県さいたま市緑区大字中尾1834番地１
債務者　保崎利根雄
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星　　千絵
4　破産債権の届出期間　平成28年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８４号
栃木県那須烏山市熊田652番地
債務者　松田　　實
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　信彦
4　破産債権の届出期間　平成28年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月29日午前９時40分
6　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９１号
千葉県四街道市千代田５丁目36番２号、住民票上の住所千葉県香取市九美上141番地１
債務者　鈴森安津子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓬田　勝美
4　破産債権の届出期間　平成28年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６４４号
神奈川県横須賀市馬堀海岸２丁目１－８
債務者　小山田　斉
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市村　直也
4　破産債権の届出期間　平成28年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７５９号
埼玉県川越市氷川町35－４
債務者　松永　　越
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　健一
4　破産債権の届出期間　平成28年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７７２号
東京都練馬区高松３丁目12－８
債務者　八谷　佑一
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺本　昌晋
4　破産債権の届出期間　平成28年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８３２号
東京都八王子市別所２丁目16－３－202
債務者　高橋　　洋
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　雪丸　真吾
4　破産債権の届出期間　平成28年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９３３号
埼玉県川越市大字南田島500―12
債務者　満田　　新
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野　宣幸
4　破産債権の届出期間　平成28年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年８月４日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９３４号
埼玉県川越市大字南田島500―12
債務者　満田　隆子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野　宣幸
4　破産債権の届出期間　平成28年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年８月４日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７７号
千葉県柏市藤ケ谷708番地１
債務者　濱田　眞代
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋倉　征成
4　破産債権の届出期間　平成28年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年８月８日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２０２号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山３丁目８番２号
債務者　加藤二三男
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川裕一郎
4　破産債権の届出期間　平成28年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年８月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２１１号
千葉県松戸市常盤平５丁目17番地の10　シャルネ95―601号
債務者　岸田　一雄
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　明子
4　破産債権の届出期間　平成28年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年８月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２６２７号
東京都江戸川区西葛西３丁目20－２　第２タナカハイツ206
債務者　永井　正也
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　慎吾
4　破産債権の届出期間　平成28年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年８月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
東京地方裁判所民事第20部